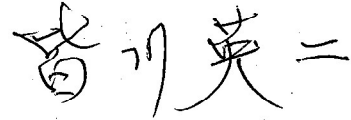


新潟市議会議員証に関する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

新潟市議会議長



新潟市議会規程第 1 号

新潟市議会議員証に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟市議会議員（以下「議員」という。）の身分を証明するため、議員に対し交付する新潟市議会議員証（以下「議員証」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付及び有効期間)

第2条 新潟市議会議長（以下「議長」という。）は、議員証（別記様式第1号）を交付する。

2 議員証の有効期間は、交付の日から議員の任期満了の日までとする。

(禁止行為)

第3条 議員は、議員証に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること。
- (2) 記載事項を改ざんし、又は写真を貼り替えること。

(再交付)

第4条 議員は、議員証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は氏名に変更があったときは、直ちに議長に新潟市議会議員証紛失等届兼再交付申請書（別記様式第2号）を提出し、必要に応じて議員証の再交付を受けなければならない。

(返納)

第5条 議員は、議員証の有効期間が終了したとき、又は議員の身分を失ったときは、直ちに議員証を議長に返納しなければならない。

(提示)

第6条 議員は、議員の活動を行うときは、議員証を携帯し、関係人の請求があるときは、必要に応じてこれを提示するものとする。

(委任)


第7条 この規程に定めるもののほか、議員証について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

（表）

	<b>新潟市議会議員証</b>
写真貼付	氏名
	有効期間
	年 月 日～ 年 月 日
<b>新潟市議会議長</b> 印	

（裏）

<b>注 意 事 項</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1 本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li><li>2 記載事項を改ざんし、又は写真を貼り替えてはならない。</li><li>3 本証を紛失又は汚損したときは、直ちに届け出ること。</li><li>4 氏名に変更が生じたときは、直ちに届け出ること。</li><li>5 有効期間が終了したとき、又は議員の身分を失ったときは、直ちに返納すること。</li><li>6 議員の活動を行うときは、本証を携帯し、関係人の請求があるときは、必要に応じて本証を提示するものとする。</li></ol>

